

署成西嘆くぞれ

金網は

◎労働者の敵・釜共闘!

50.7.31

★釜共闘は、「警察が簡易宿所に金網を張らした」と、宣伝して、労働者を扇動し、暴動を起こそうとしている。

だよ

★警察は、簡宿に対していままで、今迄、「金網を張れ」とか、「金網を張るな」とかの指導はしていない。又、将来もこのような指導はしない。消防当局も、警察と同じ考えである。

★業者が、必要あって張っている金網はすせと、強要すること。又、金網の問題以外の何事においても……他人の正当な権利を妨害したり……他人に義務のないことをするよう強要したり

・断乎として検挙する。

良識ある労働者住民の

みなさん!!

ぼうはん

コーナ

★金網の問題は、業者自身の問題であり、必要があれば張る。必要がなければ張らないのである。

★釜共闘の鬼だくみに

だまされるな!!

特報

◎暴動の手配師釜共闘!

右ページのピラを読んだ人もいるかと思う。いうまでもないが、西成署の防犯課の中にある防犯コーナーが出しているものだ。

このピラの目的は、見出しを見れば一目りょう然で、釜共闘という形のもたらした、ここにはこの問題にふれない。

文面にある「金網」とドヤ業者に対する見解については、本当に警察のものなのか、首かしけてしまう。

本誌四月特別号(カ五号)でおれ産編集委員会は、千成大火であぶり出されたドヤ敷内のもうけぶり、という特集をやった。何故やっただか、仲間四人が焼死した、いや焼死された、と考えたこともその一つだ。実はい

さうにもう一言いえば、ドヤの経営者の奥がどうなっているかということを徹底的にアバクことで、今のドヤの悪い点が少しでも良くなれば、と思っていたのだ。

千成大火以降、全莞西成分会、釜共闘などドヤ問題にとりくんだ。そして、ローレル甘どいくつかのドヤは現実に張ってあつた。金網をはずした。南海平野線西側、千成のすく近くの「たいとみ」は避難バシコをつけた。その程度の変化は判明分だけでもつとある。

七ちろん、フリ天井式の建物も全面的に合法的な建物に変えてかえり話などはないから、小手死だけの改良だと言えはそれだけのことだ。しかし、ささやかではあつてもドヤをすまいにしている人間にとっては安心感(?)を覚えることではあるだろう。

片方で改良がわすかでも進んでいる時、その方向を笠共斗をかくれみのにしてドヤ業者の聞き直りの口実を与えるのは言語道断だ。

僕達編集委は、山田一族をバクシとか、直法ドヤを取締れなどは書かなかつた。しかし、取締りバクツたりしたら、ようやっ、と表彰状をやらうかと考えていたものだ。山田博文を取調べ、送検まで持つていつたが、いまだにその処分結果がでないことでもわかつたが、最初からそんなことをやるはずもないと考えていたわけだ。

コーナーだよりは、「金網の問題は、業者自身の問題であり、張ろうと思つて張ることが正当な権利で、金網をはずすことは義務ではない」と言う。じょうたんじやない。

金網の問題が業者自身の問題であつたことが一度でもあつたか。千成火事で死んだのが誰だつたのか。それだけでは、きりしているはずだ。こういう文句を白々しいというのだ。

一つ聞いてみたい。じゃあなぜ山田博文を

「業務上過失致死傷」を取調べたんですか。山田が金網が原因で労働者が死ぬことなんか考えてなかつたから、業務上の過失として刑罰上の責任を問うたのではないのですか。山田が金網が原因で死ぬことがわかつていてなおかつ金網をはりつけていたのなら、これは未だの故意で殺人ものですよな。

金網を張ること自体が、もちろんそれだけではないが、刑法にふれるとあなた方は考えたらこそ、重い罪を上げて送検までもつていつたのだと、法律の素人である僕達は考えるのですが、これは間ちがいですか。

「業者が必要あつて張つていゝる金網が、結果として刑法に触れる可能性が極めて高い筈で、そこを所轄するあなたが業者に對して指導すらしらないとはよく言つた。税金ドロボールとして自認することでしょう。

例えば、交通事故が増えたりすると、指導講習会なんかを開いたりすることと、この問題とどこちがうのしょうか。

(い)